

「犠牲者」から「和平の障害」へ

コート・ディヴォワール、L・バボ政権の反仏姿勢

佐藤 章

コート・ディヴォワール内戦の和平合意であるマルクーシ合意（この名は締結地であるフランスの町の名にちなむ）が2003年1月に締結されてから、すでに2年以上が経過し、平常の体制へ復帰するための選挙の年と定められた2005年に入った。しかし、これまでの間、和平合意に謳われた政治改革は進展せず、とりわけ、選挙実施に際して最優先に解決されるべき被選挙権の問題、有権者登録の問題といった懸案は十分に議論が尽くされていない状態である。現状では、選挙が実施されたとしても、それが十分な正統性を備えたものになるかどうか微妙な状態である。

マルクーシ合意プロセスがこのように停滞してきた最大の理由は、和平プロセスを主導したフランスとコート・ディヴォワールのL・バボ政権の間の対立にある。この対立は、内戦の早期終結という国際的な合意を後ろ盾にしたフランスの政治的圧力に対し、バボ政権が表向きは応じる姿勢をみせながら、実質的な履行を遅らせるという面従腹背の姿勢をとる構図で展開してきた。もはや両国の対立は、戦争の持つもう一つの顔といえるまでに固定化するにいたっている。この対立が生じてきた背景について整理し、展望を述べることが本稿の目的である。

1 フランスの軍事介入

フランスは、コート・ディヴォワールの政治的安定と治安に国益上の直接の利害を有している。これは、19世紀末からの植民地支配と、独立後も引き続き保持された政治経済上の密接な二国間関係のもとで形成されてきた、歴史的なものである。コート・ディヴォワールには、世界でも最大規模のフランス人コミュニティがあり、多額の民間投資も行われている。不動産などの資産を有する定住者も多い。最大都市アビジャンには、民間企業の海外駐在員をはじめとして多くのフランス人家族が居住している。フランス人コミュニティとその資産・権益の「防衛」は、フランスの対コート・ディヴォワール政策の最優先事項である。

2002年9月にコート・ディヴォワールで独立以来初めてとなる内戦が勃発した時、フランスの対応は迅速だった。アビジャンに常駐する部隊を中核に、他の基地からの増援を加えて、「在留自国民および外国人の保護」を任務とする部隊（作戦名「ユニコーン」）を編成し、反乱軍支配地に最も近い大都市であるヤムスクロに司令部を設置させた。ユニコーンは、その後1週間あまりのうちに、反

乱軍支配地域に取り残された在留自国民らの保護を完了させると、その後も、最も多くのフランス権益が所在するアビジャンへの南進を食い止めるため、引き続きヤムスクロに駐留を続けた。

内戦勃発から3週間後に、反政府軍と政府の間で暫定的停戦が合意された後は、フランス軍は両兵力を隔てる緩衝軍として主要戦線上に進駐した。内戦勃発から2カ月あまり後の2002年11月末に、反乱軍側の遊撃隊がリベリア国境近隣部で蜂起すると、フランスはユニコーンをさらに4000人を超す規模にまで増強した（これは1980年のチャド介入を上回る規模であり、アフリカに対するフランスの軍事介入としてはこの四半世紀でもっとも大規模なものとなった）。フランスの迅速な軍事介入は、初期段階で内戦の拡大を抑止するうえで重要な役割を果たした。

コート・ディ・ヴォワールにはその後、2003年1月から、約1300人規模の西アフリカ諸国共同体（ECOWAS）の停戦監視団の配備が開始され、2004年4月には、最終的に6240人の軍事要員を定員とする国連コート・ディ・ヴォワール作戦（ONUCI）の展開がはじまった（2004年12月31日現在ほぼ定員どおりの派遣が完了している）。

だが、ONUCIは基本的に和平合意の履行に関する監視機構でしかなく、戦闘行為が再発した場合の軍事的な対応はユニコーンが担当することが国連安保理決議1528（第16項）に明記されている。つまり、ユニコーンは、非常時対応部隊として駐留を国際的に認められたうえで、ONUCIの活動と抵触、矛盾しない限りにおいて、本来の任務である「在留フランス人の保護」を遂行できるのである。ユニコーンはコート・ディ・ヴォワールの領土における、事実上の最高軍事権力であり、「管理された平和」の守護者として駐留を続けているのである。

2 バボ政権の反仏姿勢の背景

内戦勃発当初、バボ政権は、正規軍の装備不足や士気の低下などのため即座に反攻できず、結果的にフランスの軍事介入によって防衛された。さらに内戦初期の段階ではフランスから銃器の提供を受けたり、停戦後はフランス軍の協力の下に支配地の警備を実施している。大統領自らユニコーンの将校に勲章を授与することもあり、政権がフランスの介入に利益を見込んでいることは明らかである。だが、政権がフランスの関与を歓迎するのは、政権維持の助けになることに関してのみである。バボ大統領自らは反仏的な発言を差し控えているが、政権中枢部の閣僚、国会議長、党幹部らは、あらゆる機会を捉えてフランスに対する敵対的な姿勢を表明し、支持者の青年団体などを動員して街頭で反仏的なスローガンを叫ばせたりしている。このような政権ぐるみの反仏姿勢の背景にあるのは、政権の権限縮小をもたらしかねない和平プロセスへの警戒感である。

その背景は、バボ政権の成立から和平合意に至る流れにある¹⁾。1990年の創設以来議会内の小勢力でしかなかったバボ率いる人民戦線（FPI）は、2000年10月の民政移管（1999年12月以来軍事政権が

1) バボ政権の誕生から内戦発生に至る経緯については、以下の拙稿にて整理・分析を行った。「第二共和制の不安な船出——コート・ディ・ヴォワールにおける民政移管と排外主義——」（『アフリカレポート』第32号 2001年3月）3～8ページ；「コート・ディ・ヴォワールの国民和解フォーラム——「和解」の成果と今後の課題——」（『アジア経済』第43巻第5号 2002年5月）45～69ページ；「コート・ディ・ヴォワール内戦の軍事的側面」（『アフリカレポート』第36号 2003年3月）3～10ページ。

続いていた)の選挙で、幸運ともいえる勝利を収め、ついに政権の座についた。それ以来バボ政権は、国民和解や援助国からの信頼回復に一定の成果を上げてきていたが、その矢先に、軍事政権期の逃亡軍人が権力奪取を企てて蜂起した。これが現在の内戦である。したがって、バボ政権は、逃亡軍人らの軍事的な野心の犠牲者といえる。

片や、すでにリベリア、シエラレオネという大規模な紛争を1990年代に経験していた西アフリカにとって、さらなる紛争の発生、それも西アフリカ地域経済の要であるコート・ディヴォワールでのそれは、地域の安全保障と経済に大きな打撃を与えることが確実視され、内戦勃発当初から、周辺諸国は早急にこの紛争を沈静化させ、和平に持ち込むことを最重要視してきた。直接の国益を有するフランスはもちろん、アフリカ連合や国連もこの早期解決という方針を支持した。

加えて、今日の和平合意の常套的なフォーマットは、反乱軍側に政府と交渉する対等な権限と正統性を認めるというかたちで実施される。したがって、和平とは、国際的に一致した圧力のもとに、バボ政権の正統性に限定を付し、権限を縮小させることを直接に意味するものである。バボ政権には、国際的な孤立をおして戦争遂行をする以外には、この選択肢を受諾するしかない。このためバボ政権は、和平プロセスそのものに強い反感を抱いている。

なかでもフランスがとりわけ敵視されるのは、バボ政権の側に、このように選択の余地がない状況で、フランスによって一方的に不利な内容の和平合意を「強制された」という認識があるためである。マルクーシ合意に至る会談の進め方(フランス人議長の下での10日間にわたる秘密会議)もさることながら、内容も政権にとってかなり厳しいものだった。この合意は、2005年10月までに総選挙を

実施して平常の状態に復帰するというスケジュールを定め、それまでの移行期間の間は、内戦全当事者が閣僚を送り、全員一致で承認される首相が率いる「国民和解政府」が、大統領から権限を委任されて実質的な国家運営を担うと定められた。これは、大統領および与党FPIの政治的意思決定における権限の縮小を直接に意味するものであった。

また、国民和解政府は、軍隊再編および武装解除等(いわゆるDDR)に取り組むと同時に、永続的和平に必要な政治改革を実施することも定められた。政治改革の課題として明記されたのは、1990年代以来同国で懸案となってきた国籍付与制度、身分証明制度、外国人の権利、選挙制度、被選挙権に関する憲法規定、土地法、メディア、人権、経済再建等であるが、これらの課題の多くは、従来からFPIが見直しに反対してきたものであった。

マルクーシ合意は2003年1月24日に締結されたが、その翌日にはシラク・フランス大統領とアナン国連事務総長が共同議長を務める首脳会談(開催場所の名を取ってクレペール・サミットと言われる)がパリで開催され、バボ大統領もこれに出席した。バボ大統領はこの席でマルクーシ合意にしたがって、国民和解政府の首相としてS・E・ジャラ元首相を任命した。その後すぐに国連安保理もマルクーシ合意を承認し、その速やかな履行を求める内容の決議を採択した(安保理決議1464)。これ以来、バボ政権は、法的にも国際的な管理下におかれてきたのである。

3 バボ政権のサボタージュ

しかし、その後、バボ政権は、マルクーシ合意の履行を遅らせることに「成功」してきた。それは、今日フランスのメディアによって「二枚舌」(double language)と評されるに至ったやり方によ

ってである。バボ大統領は、クレベール・サミットをはじめとして、和平仲介に当たる首脳会談の場では常に和平に対して前向きな取り組みを約束する。しかし、バボ政権がその約束どおりに、取り組みを進めたことはほとんどない。

マルクーシ合意で定められた国民和解政府は最初の閣議を行うまでに2カ月を要した。その後も、政権側は、(バボが自ら指名したはずの)ジャラ首相に対する権限の委譲を遅らせたばかりか、反乱軍寄りだとのレッテルを貼るなど誹謗中傷を執拗に行ってきた。反乱軍からの入閣者に対しても引き継ぎを遅らせたり、高官人事への介入をしたりするなどして、実質的な執務を行わせなかった。この結果、数カ月間にわたって反乱軍側閣僚が閣議から脱退し、マルクーシ合意プロセスが完全に停止する事態も生じた。2004年3月には、マルクーシ合意の早期完全履行を求める、野党諸政党が組織した集会を軍隊を投入して解散させ、集会参加者100名以上を死亡させている。

政権側には、自らにとって不利な内容を含むマルクーシ合意を履行しないまま、選挙を強行しようという思惑がある。2005年10月という国際的に承認された選挙の実施期限は、コート・ディヴオワールの現憲法の規定に根拠を持つ同国憲法第36条第4段落において、「大統領選挙は5年目の任期の10月に実施する」ことが明記されている。2004年2月の安保理決議1528(第10項)は、大統領選挙の実施日の根拠は憲法であることを確認している)。和平合意や安保理決議などによって国際的な監視下におかれながらも、憲法はいまなお政権にとって正当な権限のよりどころである。政権は、「憲法に基づいて」選挙を実施したという既成事実を盾にすれば、マルクーシ合意の内容を履行せずと和平後も引き続き権力の座にとどまることが可能だとの期待を持っている。

バボ政権のこの「計画」を支えたのが、いわゆる「愛国青年」(jeunes patriotes)と呼ばれる政権側の民兵たちである。内戦勃発直後から複数の青年組織や学生組織が共同で、母国での内戦発生に憤りを表明し、政府を支持し、反乱軍を非難するという趣旨の大規模な集会を繰り返し組織したが、この集会で頭角を現した戦闘的で反仏的なスローガンを叫ぶアジテーターたちが、その後手勢を引き連れてアビジャンのフランスの施設への攻撃などを行うようになる。これが「愛国青年」である。

「愛国青年」は明確に組織化されてはいないが、抗議行動を起こす際は、C・ブレ＝グデというシンボリックな活動家の号令のもと、内戦発生後全国各地で続々と結成された諸々の青年組織や、都市部に滞留する失業青年・路上生活児童などが瞬時にして1000人以上も動員される。動員の号令は、国営ラジオ・テレビでも放送される。マルクーシ合意締結当日の夜から数日間にわたるアビジャンでの騒乱は「愛国青年」によるものである。

ブレ＝グデら煽動者たちは、バボ政権を打倒するためのフランスの策動だとする内戦観を持っている。彼らのロジックでは、ユニコーンの駐留は国土の分断を永続化させるためであり、マルクーシ合意はバボ政権の弱体化の強制である。フランスの目的は、多国籍企業と手を結んでコート・ディヴオワールの国富を独占することにあるとされる。この陰謀論を土台にして、彼らは、自らを「豊かな祖国と民主的に選出されたバボ政権を防衛する」という崇高な目的に沿った行動をしていると主張するのである。扇動演説では、しばしば「戦場に赴いて祖国のために死ぬ」というメッセージすら呼びかけられる。

しかし、フランスをはじめとする和平の仲介者たちは、「愛国青年」が演出する「路上での市民の抗議の意志」なるものを政権側の自作自演として

しかみなしていない。そもそもブレ＝グデは熱狂的ともいえるバボ大統領の支持者であるし、彼らの陰謀観は、FPIの反マルクーシ派の筆頭であるM・クリバリ国民議会議長のそれを忠実になぞったものである。「愛国青年」は、安保理決議1528（第12項）でも民兵として言及され、武装解除・活動停止の対象として名指しされている。

4 平和の「障害」と化した政権

平和の促進に向けた仲介者たちからの圧力と、この「強制」に対して抵抗する政権という構図のなかで、バボ政権は、そもそも戦争を仕掛けられたという意味では「犠牲者」であったものが、平和を妨げる「障害」へと転化してしまっている。そしてこれをさらに決定的にする事件が、2004年11月に発生した。

バボ政権は、反乱軍を軍事的に殲滅してマルクーシ合意を事実上なきものにしようとの思惑にのって、2004年11月4日に停戦協定を一方的に破棄し、反乱軍の拠点に対する戦闘機による爆撃を行った。2日後の6日にも再度爆撃が行われたが、この日、なぜかコート・ディヴォワール空軍機は、反乱軍の拠点ではなく、フランス軍の駐屯地に爆弾を投下した（その意図・経緯は今日に至るまで不明である）。

この爆撃によって9人の兵士が死亡したフランスは、即座に戦闘機や戦闘ヘリをはじめとするコート・ディヴォワール空軍の航空兵力を完全に破壊した。政権側はこれを「フランスによるコート・ディヴォワールに対する宣戦布告」とスキャンダラスに報じ、愛国青年たちを動員した。アビジャ

ンは騒乱状態に陥り、数多くの在留フランス人に対する危害が加えられた。フランスは、装甲車100台あまりとヘリを投入して、在留フランス人の保護とアビジャンの治安維持にのりだし、「愛国青年」と衝突した。「愛国青年」側には60人あまりの死者が発生した。

外国の駐留軍が現地国民を殺傷するという、明らかに特異なフランス軍の行為は、国際的にはまったく問題にされなかった。むしろ、非難を浴びたのは、和平プロセスに反する戦闘再開と、民兵の動員ならびに煽動行為を行ったコート・ディヴォワール政府の側だった。2004年11月15日には安保理決議1572が採択され、コート・ディヴォワールに対する武器禁輸措置と大統領を含む政権要人の国外移動の禁止という制裁が課されるに至った。もはや、平和の仲介者たちにとって平和の最大の障害はバボ政権である。

さて、安保理が発動したこの制裁措置は、マルクーシ合意を葬り去ろうというバボ政権の意図を挫き、和平プロセスを当初の設計どおりの道筋に乗せるきっかけになるであろうか。現時点では、それはまだ確実だとはいえないようだ。11月15日の安保理決議直後からしばらくは国際的な圧力に応じる姿勢をみせていた政権だが、2005年1月になって、ユニコーンによって破壊された戦闘機と戦闘ヘリの修理（安保理決議1572では禁止行為として明記がない）をすでに終え、実戦配備が可能な段階にあることが明らかになった。政権は戦闘再開というオプションを完全には放棄していないのである。和平プロセスの行方はいまだ予断を許さない。

（さとう・あきら／アジア経済研究所地域研究センター）